

南相馬市水産業共同利用施設設置条例の制定についての概要

1 制定の目的

東日本大震災の津波により、真野川漁港は甚大な被害を受けた。

市は水産業の振興と漁業者の経営安定を図るため、国の復興交付金を受けて水産業共同利用施設として複数の施設を整備することとした。そのひとつである「漁船保全修理施設」が竣工したことから、運用開始に向け設置条例の制定を行うもの。

なお、公の施設の設置条例として、指定管理者制度導入に対応できる条例制定を行う。

水産業共同利用施設概要

名 称	内 容
漁船保全修理施設	海中より漁船を引き上げ、漁船の補修、修繕を行う施設
海水処理施設	水産物荷さばき施設で使用する海水をろ過しながら海から取水する施設
荷捌き施設	従前の市場に相当する施設
作業保管施設 (漁具倉庫)	漁業で使用する網やロープなどを保管する倉庫
水産物鮮度保持施設	水産物の鮮度を保持するための氷を製造及び貯氷する施設
作業保管施設 (作業場)	漁網を広げ整理や修繕を行うための施設
オイルフェンス等 保管施設	真野川から漁港への流木・ごみ等の流入を防ぐためのオイルフェンスとそれを収納する施設

2 条例制定の内容

(1) 施設の名称 (第 2 条)

南相馬市漁船保全修理施設

(2) 事業 (第 3 条 ~ 5 条)

内 容 漁船の修理等

休 業 日 無休

利用時間 午前 8 時から午後 5 時

(3) 指定管理 (第 1 3 条 ~ 2 2 条)

今後、指定管理者制度の導入を想定していることから、必要な条項の整備を行う。

(4) 利用料金(第23条~25条)

料金設定については、市がコスト試算を行ったところ、相馬双葉漁業協同組合鹿島支所の定める料金と同等となったことから、同支所の料金設定に準じ下記のとおりとする。

区分	料金	
	上架 (1回当たり)	洗浄機使用 (1回当たり)
3トン未満	3,400円	5,100円
3トン以上 5トン未満	4,530円	6,230円
5トン以上	5,670円	7,370円

3 施行期日

公布の日から施行する。